

制度7. 擁壁改修工事補助金

～擁壁改修工事補助とは～

高崎市では、地震発生時における擁壁の倒壊等による災害を防止し、擁壁の安全性を確保するための工事として、損傷、腐食等の劣化が確認できる擁壁を改修する工事費用の一部を**予算の範囲内**で補助します。

申請資格	(1) 市税を滞納していない者であること。 (2) 擁壁の所有者又は擁壁の所有者から同意を得ている者であること。
工事要件	(1) 住宅（居住部分の床面積が2分の1以上の併用住宅を含む。）に係る道路沿いの高さ2mを超える擁壁で、損傷、腐食その他の劣化が確認できるものを除却し、新たに高さ2mを超える擁壁を築造する工事であること。 ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業及び特定遊興飲食店営業の用に供する部分のある建築物に係る擁壁は対象外。 (2) 新たな擁壁の位置については、道路側へ超えない位置に築造する工事であること。 (3) 築造工事については、建築確認済証の交付を受けて実施する工事で、工事完了後に完了検査済証の交付を受けられる工事であること。ただし、都市計画区域外に該当することにより建築確認済証の交付を受ける必要がない場合は、法第12条第5項の規定により求められる報告により、擁壁の構造上の安全性が確認できるものであること。 (4) 市内に本店、支店、営業所又は事業所を有する者が施工するものであること。 ※狭あい道路（幅員が4m未満でセットバックが必要な道路）沿いである場合は、事前に相談が必要となる。
補助金額	除却工事及び築造工事に要する費用に2分の1を乗じて得た額に相当する額とし、上限額は100万円 ※乗じて得た額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額
注意事項	(1) 本補助金の交付決定後に着手する予定の工事であること（契約締結済であったり、工事着手している場合は申請不可）。 (2) 申請の受付期限は令和6年12月13日（金）までとする。 (3) 原則、令和7年2月28日（金）までに工事を完了させ、完了報告を提出すること。 (4) 本補助金の支払いは完了報告後のため、一時的に申請者が工事代金を全額負担すること（本補助金の事前支払いは不可）。 (5) 申請者、見積書の宛て名、契約書の発注者、領収書の宛て名、補助金振込み先の口座名義人は原則すべて同じであることが条件。 (6) 補助金の交付は、対象となる敷地につき1回限りとする。

○申し込み時に必要な書類

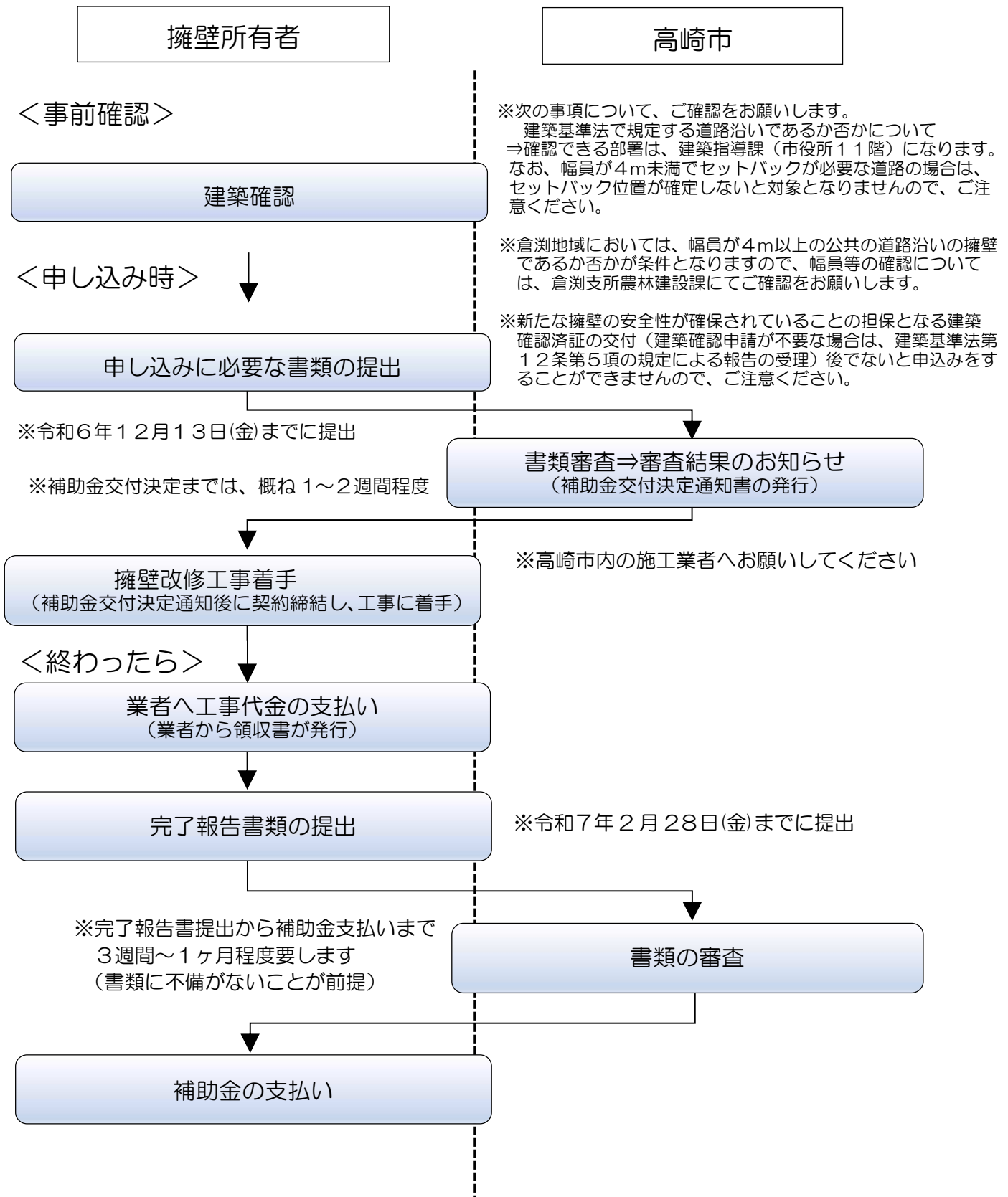
	書類名	条件等
必要な書類	<input type="checkbox"/> 申請書（様式第6号）	
	<input type="checkbox"/> 市税の完納証明書	申請者が市税を滞納していないことを証明するもの
	<input type="checkbox"/> 委任状	代理者を選任する場合 ※参考様式あり
	<input type="checkbox"/> 所有者からの工事に対する同意書	所有者以外の場合又複数所有者の場合 ※参考様式あり
	<input type="checkbox"/> 案内図	
	<input type="checkbox"/> 擁壁の位置図	擁壁の除却前後の位置が確認できるもの
	<input type="checkbox"/> 擁壁の現状写真	
	<input type="checkbox"/> 工事費用見積書	補助対象経費が分かるもの ※参考様式あり
	<input type="checkbox"/> 建築確認申請書類	建築確認申請が必要な場合で、建築確認済証が交付されたもの
	<input type="checkbox"/> 建築基準法第12条第5項の規定による報告書類	建築確認申請が不要な場合で、報告が受理されたもの
<input type="checkbox"/> 申請条件確認シート	すべての項目にチェックが入っていること	

○工事が終わったら必要な書類

	書類名	条件等
必要な書類	<input type="checkbox"/> 完了報告書（様式18号）	
	<input type="checkbox"/> 事業実施報告書（様式第19号）	
	<input type="checkbox"/> 工事請負契約書の写し	
	<input type="checkbox"/> 完了検査済証の写し	建築確認申請が必要な工事の場合
	<input type="checkbox"/> 工事写真（日付入り・カラー）	工事前、工事中及び完成後の状況写真 主要材料の形状、寸法及び仕様に係る材料写真
	<input type="checkbox"/> 領収書の写し	請負業者の住所表記が高崎市内であり、領収書の宛て名が申請者となっていること
	<input type="checkbox"/> 請求書（様式第16号）	
	<input type="checkbox"/> 通帳等の写し	申請者名義の通帳又はキャッシュカード

○お願い 必要に応じて、上記以外の書類を提出していただく場合がありますのでご了承ください

～ 制度7. 擁壁改修工事補助金 手続きの流れ ～



お問合せ先、受付窓口 〒370-8501 群馬県高崎市高松町 35 番地 1 建築指導課(11F)
 電話：027-321-1271 FAX：027-323-5296
 メールアドレス：kenchikushidou@city.takasaki.gunma.jp
 業務時間 平日 AM8時30分～PM5時15分